

埼玉県報

号外第 4 号 平成 29 年(2017 年) 2 月 24 日 金曜日

目 次

告示

| 0 | 埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例第 11 条第 4 項に基づく知事指定薬物の指定の告 |
|---|---|
| | 示 (薬務課) |

告 示

埼玉県告示第二百四十七号

規定により告示する 条第一項の規定によ 埼玉県薬物 の濫用の防止に関する条例 *y* , 知事 指定薬物を次 (平成二十七年埼玉県条例第十九号) \mathcal{O} とおり 指定するの で、 同条第四 項 第 \mathcal{O}

平成二十九年二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一知事指定薬物

1 $\overset{M}{\smile}$ 及びそ $\widehat{\underline{\overline{\cdot}}}$ \mathcal{O} 塩類 ・フル オ 口 フ エ メ チ ル モ ル フ オ IJ ン (通称名二— F Ρ

口 びその ル n t Nу 1 | メ チル 塩類 ر Ť Н ァ Ρ _ ダ H7 Ι Ν Α 1 チ С ン ル Α ダ 又 'J" は Α ル Τ = -Н テ Ρ トラ Ι 力 Ν ル Ľ Α ボ ド С キサ Α 口 _ K. HS 通 О 称 F_{\circ} m 名 ラ е Α r ン d 兀 a m 及 a

T H n t NР メ У チル Ν _ Ť Α Н \mathbf{C} T Ρ ダ Α Н 7 i ン Α チ S 1 С ン ル О Α ダ m y" е r __ ル | = | a (テ d 及びその a トラ m 力 ル a ヒ ボ n 塩 キサミ K t 口 У $\stackrel{\cdot}{=}$ H通 S 称 F_{\circ} О ラ m Α е d r 又 a は m Α a 1

一 効力発生の日

平成二十九年二月二十五日